

| | |
|--|-----------------|
| 件名 | 愛媛県離島漁業再生支援基金条例 |
| 主管課 | 漁政課 |
| 根拠法令等 | 地方自治法第241条 |
| <p>【制定の概要】</p> <p>平成 17 年度から離島漁業再生支援交付金制度が創設されたことに伴い、国費を基金として受け入れる必要があるため、この条例を制定する。</p> <p>1 設置目的 離島における漁業再生活動を通じて離島の水産業及び漁村が有する多面的機能を確保するために市町が行う漁業集落に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てるために設置</p> <p>2 積立金 一般会計歳入歳出予算で定める額 〔17年度20,246千円（交付金積立金20,241千円、基金利子積立金5千円）〕</p> <p>3 管理 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> | |
| 施行日 | 公布日 |
| <p>【その他参考事項】</p> <p>1 交付金交付の手続 国は、県に交付金を交付 県は、当該交付金により、条例基金を造成 県は、市町からの交付申請に基づき、国費相当額の基金を取り崩すとともに、取り崩し額の1/2相当額（特認離島は同額）を加えて市町に交付 市町は、県からの交付金（国費分を含む。）の1/3相当額（特認離島は1/2）を加えて、漁業集落に交付金を交付 〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4（特認離島：国 1/3、県 1/3、市町 1/3）〕</p> <p>2 対象地域 離島振興法で指定された離島振興対策実施地域（7市町 32島）</p> <p>3 対象者 集落協定に基づき、漁業再生活動を行う漁業集落</p> <p>4 対象行為 漁業再生活動（漁場の生産力の向上に関する取組（種苗放流、藻場・干潟の管理等） 集落の創意工夫を活かした新たな取組（新規漁業への着業、新規養殖業への着業等）</p> <p>5 交付額 年間 136千円 / 世帯 平成 17年度再生支援交付金交付地域（3市町 8島）</p> <p>6 期間 5年間</p> | |